

「農と食」 北の大地から

連載第 147 回

産業用大麻の可能性(番外編 2)

— 東川町の特区申請取り下げと今後の課題 —

産業用大麻(ヘンプ)の試験栽培を進める上川管内東川町と東京の一般社団法人が内閣府に対し、大麻草の全草利用ができる国家戦略特区の指定を申請してから5カ月。同町は4月中旬、一転して特区申請の取り下げを決めた。特区申請による地元農産物のイメージ低下を懸念する東川町農協の総代会で、申請の取り下げを求める決議が採択されたことなどが背景にある。前号以降の経緯を紹介するとともに、試験栽培で生産されたヘンプの加工品の出口戦略に苦悩する栽培農家の状況や、栽培・加工研究の進め方、種子供給の今後、道庁内での合意形成など山積する課題とその解決策について、私見を交えて報告したい。



▲9月上旬、開花期が近くなってきたヘンプの試験栽培ほ場

◀ヘンプの葉は外に持ち出せない。脱穀機を使い種子と茎、葉の分離を試みた(14年11月)

東川町農協が申請取り下げ決議 「出口戦略」に苦悩する栽培農家

申請から5カ月で東川町が「特区」の取り下げを通知へ

前号発行直前の4月14日、東川町は内閣府に対し、大麻草の全草利用ができる国家戦略特区の申請を取り下げる意向を伝えた。共同申請者の(二社)日本薬用植物研究推進協会(以下、推進協会)の誘いに乗って申請したものの、医療用大麻に対する

認識不足もあり、地元でも疑念の声が出るなか、提出から5カ月で振り出しに戻った。松岡市郎町長らの軽率な対応に危惧の念をいだいた筆者としては、遅きに失したが賢明な判断だった、と受け止めている。

申請に至る経緯は前号で詳報済み。北海道産業用大麻協会(以下、ヘンプ協会)の菊地治己代表理事が橋渡し役になり、医療用マリファナ(注

麻薬成分のTHCを多く含む大麻草の花穂や葉を乾燥させたもの)の解禁を志向する推進協会と、ヘンプの試験栽培を支援する東川町が協力し、特区で規制緩和を図り、全草利用を進める——という計画だった。

それが一転、取り下げに至った。同町の長原淳副町長は4月19日、その理由について、町内では今年、試験栽培が難しくなったことを挙げた。

できない状況がある。農協の決議も頂戴し、真摯に受け止めている。それらを総合的に判断し、先方(推進協会)の了解を得て、道庁にもこれまでの経緯を説明した上で、申請を取り下げることにしました」と、長原副町長は慎重な物言いに終始。申請に至る詰めのかきについては、反省の弁はなかった。

「イメージ低下」を懸念する東川農協が反対決議を採択

「開拓から122年を迎える東川は、米を作り続け、昨年で120回になった。農業生産の主体は米と野菜。生産農家は160戸、2千8百ヘクタールの耕地面積の85%余りが水田で、残りは野菜やソバなど転作物です。水田は取り合い状態で、農地を求めようとする意識が高い。『何か別の作物を導入しよう』ということを考えにくい町なんです」

「そのなかで、米や野菜と並んで産業用大麻を作ることは、この町の農業のイメージに合わないでしょう。そこで、総代会で決議し、翌日に町に提出した。上川総合振興局にも決議文を届けました」

東川町農協の宮崎俊章参事は、今

回採択した決議(次ページに全文掲載)について、こう説明する。「町の農業や農産物のイメージが下がる」ことが特区申請の取り下げを求めるに至った理由という。

その一方で、「産業用としての麻の可能性は否定しない」と宮崎参事。「麻は、歴史的にも古くからあり、神事や祭事に用いられ、米は麻袋に入れた。産業用大麻は、断熱材や繊維などに有用で、(活用の)可能性があると聞く。それを否定する気はありません」とも話す。

そして、公的な研究機関による試験を先行させるよう求める。「独立行政法人の試験場などで研究し、有用な作物なら普及させていく道があるはず。道産米は、まさしく農業試験場がそうしてきたのです」と、力を込めていた。

この決議を踏まえ町は、特区申請の取り下げ後の方向性が見えた時点で、「町議会に経緯などを報告し、農協に対する説明を含めて対応していきたい(長原副町長)という。

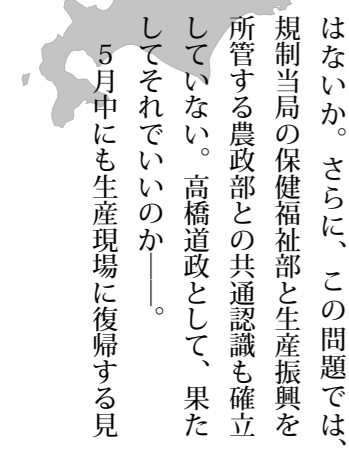
キーマンの菊地氏は取材拒否 法人方針と実態の間に乖離も

一連の特区申請をめぐる顛末で、



早めに収穫してみたヘンプの茎。農場主の松家源一さん(写真左)は、採種と茎の乾燥を目的にハウスを新設した。加工品のサンプル提供を阻まれ、苦境に立たされている(2015年9月撮影)





キーマンの役割を果たしたのはヘンプ協会代表理事の菊地氏である。『ゆめぴりか』などの育成に携わった元上川農業試験場長としての経歴や、ヘンプ協会での活動を信頼した松岡町長らは、善意から特区申請に協力したが裏目に出ってしまった。

同協会は「医療用大麻には関係しない」との方針を掲げてきた。だが、マリファナ解禁運動家との親交がある菊地氏は、みずから禁を破った。これは、法人の方針と実態とが異なるダブルスタンダードであり、「マリファナ成分を含まないヘンプは安全」と受け止め、協会の活動を支援してきた人たちに對する背信行為といえるだろう。道の「工程表」を後退させる一因にもなった軽率な対応は、脇が甘かったのではないか。

前出の事態について、筆者は前号発行直後から菊地氏に取材を要請してきた。しかし同氏は、いったん4月26日と約束した日程を一方的に変更したり、協会総会（4月30日、非公開で開催）翌日の取材をみずから提案しながら、2日前になつて「総会準備で多忙。協会内部で報道対応を協議中」を理由に拒否した。

自身に都合のいい記事は、筆者や発行元に無断でフェイスブックに全文を無断転載（著作権の侵害にあたる）する一方で、このような取材対応をされては残念としか言いようがない。

薬務課がサンプル提供に難色 出口を塞がれ苦境の生産農家

大麻取扱者免許（研究者免許）を取得し、ヘンプの試験栽培や加工試験に取り組む松家さんは、免許取得にあたって道保健福祉部に提出した計画書には、生産品の扱いについて、

- ① 子実のサンプルを食品会社に提供する
- ② 茎を町内の建設会社に提供し、建材を試作する
- ③ 町内の業者に茎を提供し、炭を試作する

と、関係先へのサンプル提供を明記。知己の業者には、サンプルの麻炭を使った石けんなど加工品の試作を依頼し、製品化の展望も見えてきた。そこで、地元保健所に對し、これらのサンプルを有償で提供できないか相談。しかし昨年11月、ヘンプ協会の菊地氏を経由して届いた道医療薬務課の答えは、「研究者免許ではサンプル提供は認められない」とい

通しの松家さんは、面積を縮小して試験栽培を重ね、加工試験も継続する意思を示した上で、こう訴える。

「（ヘンプ製品の）出口がなければ、農作物として展望は開けません。このままでは、わたしは二重行政の犠牲者になってしまう。高橋知事の見解を聞きたい気持ちですよ」

知事の公約には「産業用ヘンプの栽培に向けて、科学的知見を収集しながら取り組みを進めます」とある。生産振興があつてのヘンプであり、真面目な篤農家を泣かせるようでは道政の本気度が疑われるだろう。

实用栽培に向けて課題山積 公約実現へ問われる本気度

後退を余儀なくされたとはいえ、全国に先駆けてヘンプ推進の「工程表」をまとめた意義は大きい。道農政部の土屋俊亮部長は、

「厚労省の疑念があるとすれば、それをしっかり払拭し、科学的知見を積み重ねて1日も早く実用栽培が実現するよう努力していきたい。脇を締めつつ、（知見の集積に向けて）スピードアップしていく」

と、積極姿勢を崩していない。しかし、実用栽培の実現には多くの冷酷なものだった。

松家さんは、ヘンプの試験栽培や加工の試みに多額の先行投資をしている（前号参照）。それは農場経営の窮状になつて表れた。相談を受けた東川町は1月中旬、サンプル提供を拒む理由について、

道保健福祉部医療薬務課に説明を要請。その後も回答がないため、4月13日に道庁を訪れた長原副町長らは、保健福祉部と農政部に再度要請している。

4月25日午前、医療薬務課の担当者から東川町の産業振興課長に電話が入る。「今年、松家さんが栽培しないならば」免許は自主的に返納してもらおう「計画書に茎の有償譲渡について書かれていない。サンプル提供は、法律違反を問うことはできないが、大麻研究から逸脱する。そうしたことがあれば、次回から免許は出せない」との通告があつた。

長原副町長は、次のように話す。

「免許返納うんぬんは松家さんの問題。町としては、次回以降の扱いに場がない」と伝えました」

こうした町と医療薬務課とのやり取りは、口頭で行なわれている。療養中の身とはいえ、松家さん本人には全く連絡がなかつたという。

同じ4月25日の午後、筆者はこの件で医療薬務課を訪れ、担当者から取材している。そこでは、「茎の扱いについて、当課は判断できる部署ではない。研究者として法を順守し、適切にやってほしい。東川町の要請に對し、国（厚生労働省）とも協議中。しっかり協議して答えたい」（小島則

の課題が立ちほだかる。

ヘンプ栽培はここ数年、北見市の（旬）香遊生活と（旬）松家農園、道総研農業研究本部の某試験場の3カ所で行なわれてきた。いずれも少面積で、盗難防止ネットの設置を求められる。栽培者免許を取得している香遊生活では、収穫した種子を翌年に播くことが禁止されるなど規制が多い。このままでは、産業化はほど遠い。

そこで、東川町農協が提案するような、道内の試験機関の積極関与が必要だろう。独立行政法人化されたとはいえ、農業以外に食品、建築

林産など道関連の試験場が各地にある。民間の試みに頼らず、こうした機関による試験研究を加速してはどうか。民間と企業によるヘンプ共同研究を道がサポートしてもいい。

外国産種子の導入は、ヘンプ協会の菊地氏がフランスの育種団体との共同研究を始めている。しかし、同氏の動向を警戒・マークする取り締まり当局が、すんなり種子輸入を認めるとは考えにくい。ここは、無毒品種「とちぎしろ」や各地の在来種、野生大麻などを活用し、本道に適した品種を選択していくしかない。

一部の関係者がアピールしている「ヘンプは2万5千種類の製品ができる作物」という話も、その根拠が明らかとはいえない。ヘンプの生産能力や収益性、加工品の可能性などについて、より踏み込んだ科学的な検証作業も必要だろう。

産業化にとって、ヘンプ製品の出口戦略の構築は欠かせない。民間の取り組みに学びつつ、道庁内部での合意形成を急ぐべきだ。北海道産業用大麻可能性検討会の松井博和座長は、夏までに次回会議を開催し、この出口問題もテーマにする意向を示している。その動きに期待したい。

松家農園が民間業者に委託、開発したヘンプ加工品のサンプル

「みずとくらす」東川町環境、農業、農産物を守る 決議

私たち農業者は、本町の豊かな水の恵みと肥沃な土壌のもとで、これまで真摯に米づくり、野菜づくりに取り組んできました。産地独自の厳しい栽培基準やGAP管理に基づく生産と、その生産物に対する残留農薬検査や放射能検査を実施するなど、安全性を追求してきました。飲料水としては全国初の地域団体商標を取得した「大雪旭岳湧水」と、豊富に湧き出たこの水を使って栽培した「東川米」「ひがしかわサラダ」は、全道、全国の消費者・実需者から、美味しさ、新鮮さ、安全性などを高く評価いただいているところで、さらに今年度から「みずとくらす」という新たな統一ロゴマークのもとで、町全体のイメージアップを図りながら産地の責任を果たさなければならないと意を強くしています。

現在、本町において大麻草の研究栽培と新産業研究創生特区申請が進められていますが、私たちは、東川町、東川産農産物に対するイメージの悪化を危惧しています。すでに「東川米」「ひがしかわサラダ」の取引先からは、東川産農産物に対するイメージを大きく損なってしまうとの懸念も示されているところですが、大麻草の産業用、医療用への有用性や可能性についての研究を否定するものではありません。しかし、東川町、東川産農産物に対するイメージを損ねるリスクを抱えてまで、あえて本町がこの町内でそれを積極的に研究しなければならぬ理由はないと考えます。これからは豊かな水と肥沃な大地のもとで、米と野菜を作り続けたい、安心して暮らしたいと誰もが願っています。

東川町には、今回の新産業創生特区申請が本町の環境や農業、農産物販売に与える影響を考慮のうえ、その申請を取り下げたかどうか、東川町農業協同組合第93回通常総代会の総意として要請します。

以上、決議します。

平成28年3月30日
東川町農業協同組合 第93回通常総代会

東川町農協の総代会で採択された決議文

※筆者のHP「滝川康治の見聞録」takikawa.essay.jp/ に本シリーズの過去記事を収録しています。ご参照ください。